玄海原子力発電所操業差止訴訟第4回口頭弁論について

本日14時から、佐賀地方裁判所において、玄海原子力発電所操業差止訴訟の 第4回口頭弁論が行われました。

本件は、玄海原子力発電所1~4号機の操業の差止等を求めて、当社と国を相手として平成24年1月31日の第1次から5次にわたり、提訴されたものです。

今回、当社は第5次提訴(平成24年12月20日提訴)に対する答弁書を提出し、 第1~4次提訴の答弁書同様に請求の棄却を求めるとともに、玄海原子力発電 所は、十分な調査及び検討により、地域特性を十分に把握した上で設計してお り、また、地震・津波についても、最新の知見を踏まえた評価や対策を講じる ことにより安全性を確認している旨の主張を行いました。

今後とも、訴訟において、当社の主張を十分に尽くし、原子力発電の 安全性等についてご理解をいただけるよう、引き続き努力してまいります。

以上